

大阪府緑化樹配付要領

(目的)

第1条 この要領は、みどり豊かなうるおいのあるまちづくりを進めるため、住民等が協同して行う地域緑化に対して、緑化樹を配付するために必要なことを定める。

(対象)

第2条 緑化樹を配付する対象事業は、次のとおりとする。ただし、法令等により義務付けられた緑化には、配付しない。

- ア. 住民が協同して行う公共性・公開性の高い区域の緑化事業
- イ. 従業員等が協同して行う民間施設（工場を含む）の緑化事業
- ウ. その他特に大阪府が必要と認める緑化事業

(申請)

第3条 緑化樹の配付を受けようとする者は、樹種、数量、場所等を市町村に申し出るものとする。

- 2 市町村は、前項による緑化樹配付の申出をとりまとめの上、別表1に示す申請書類を大阪府に対し、当該年度の9月末日までに提出しなければならない。

(配付の決定)

第4条 大阪府は、前条第2項の申請があったときは、当該申請にかかる書類等により申請の内容を審査し、予算の範囲内で緑化樹の配付の決定をするものとする。

(配付の条件)

第5条 大阪府は、緑化樹の配付を決定する場合に付する条件は以下のとおりとする。

- (1) 緑化樹の使用用途は第2条に掲げる事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 緑化樹の配付を受けて住民等が植栽を行う際には、植栽後の維持管理を適切に行うよう求めること。
- (3) 第3条第2項により提出した申請書類の内容に変更がある場合は、速やかに大阪府に報告し、指示を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、大阪府の承認を受けること。
- (5) その他必要な事項。

(配付の決定通知)

第6条 大阪府は、緑化樹の配付を決定したときは、第5条に定める条件を付して、速やかにその決定内容を市町村に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第7条 大阪府は、前条の通知後天災地変等により第4条による配付の決定内容に変更を生じた場合は、緑化樹の配付の決定の全部若しくは一部を変更又は取消することができる。

(配付)

第8条 緑化樹の配付場所、方法等については別途協議して定める。

(損害の負担)

第9条 大阪府は、緑化樹の配付後生じた枯損及び数量の不足等の損害については、その責を負わない。

(受領書)

第10条 市町村は、緑化樹の配付を受けたときは、受領書（別紙様式第2号）を大阪府あてに速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第11条 市町村は、緑化樹の植栽が完了したときは、申請した緑化樹にかかる別表2の実績報告書類を速やかに大阪府に提出しなければならない。

(生育状況調査)

第12条 大阪府は、緑化樹配付事業の申請地において、緑化樹の生育状況の調査を行うため、市町村に対して調査協力を求めることがある。

(附則)

この要領は、昭和48年10月 1日から施行する。

この要領は、昭和59年 6月 7日から施行する。

この要領は、昭和63年 6月10日から施行する。

この要領は、平成 元年 6月19日から施行する。

この要領は、平成 8年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成17年 5月24日から施行する。

この要領は、平成19年 6月15日から施行する。

この要領は、平成20年 7月25日から施行する。

この要領は、平成22年 8月12日から施行する。

この要領は、平成23年 6月24日から施行する。

この要領は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。
この要領は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。
この要領は、令和 元年 5 月 30 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 5 月 22 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

別表1

申請書類	申請書鑑	様式第1号の1
	申請数量集計表	様式第1号の2
	申請内訳	様式第1号の3
	申請箇所別樹種別集計表	様式第1号の4
	緑化計画図	様式第1号の5
	申請箇所位置図	1/10000～1/25000 程度の位置図

別表2

実績報告書類	実績報告書鑑	様式第3号の1
	配付実績数量集計表	様式第3号の2
	配付実績内訳	様式第3号の3
	配付箇所別樹種別集計表	様式第3号の4
	植栽実績図	様式第3号の5
	植栽写真	植栽前、植栽活動中、植栽後 各1枚 (植栽前後の状況が比較できるように同一 方向から撮影すること。)
	配付箇所位置図	1/10000～1/25000 程度の位置図